

令和8年度 固定資産税（償却資産）申告の手引

町税につきましては、日頃からご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

固定資産税には、土地、家屋および償却資産があり、このうち償却資産については、その資産が所在する市町村に所有者が申告しなければなりません。（地方税法第383条）

この申告の手引に基づいて申告書を作成のうえ、ご提出ください。

申告期限：令和8年2月2日（月）

- 申告期限が近づきますと窓口が混み合いますので、1月19日（月）までの提出にご協力ください。
- 申告書の提出は、税務課へ持参または郵送による方法のほか、eLTAX（エルタックス:インターネットによる電子申告）を利用して提出することもできます。
- 令和7年中に償却資産の増減がない場合や課税にならないと思われる場合でも、必ず提出してください。
- 申告書と明細書の控えが必要な方は、申告書等の原本をコピーしてから税務課へ申告してください。

目		次	
I 償却資産とは	頁	III 評価額の計算方法から納税まで	頁
1 申告が必要な償却資産とは	1	1 評価額の算出方法	6
2 償却方法と取得価額による申告対象の判断方法	1	2 価格の決定	7
3 償却資産の主な種類と内容	2	3 税額の計算方法	7
4 償却資産と家屋の区分	3	4 納期	7
5 国税との比較	4	5 実地調査について	7
6 非課税等の特例	4	IV 申告書の書き方	
II 申告について		1 償却資産申告書の記入例	8
1 申告が必要な方	5	2 償却資産明細書の記入例	9
2 申告の方法および提出書類	5	V その他	
3 申告についての注意事項	5	1 提出チェックリストなど	10

I 償却資産とは

償却資産とは、土地および家屋以外の事業の用に供することができる有形の固定資産（無形固定資産および自動車税、軽自動車税の課税客体を除く）で、その減価償却額または減価償却費が法人税法または所得税法の規定による所得の計算上、損金または必要な経費に算入されるもの（法人税または所得税を課されない方が所有するものを含む）をいいます。

たとえば、会社や個人で事業を行っている方が事業のために用いることができる各種の構築物、機械、器具、備品などが対象となります。

1 申告が必要な償却資産とは

(1) 申告の対象となる資産

令和8年1月1日現在において、事業の用に供することができる資産で、次に掲げるもの

- ① 税務会計上減価償却の対象としている有形固定資産
- ② 建設仮勘定で経理されている資産および簿外資産
- ③ 割賦販売による購入または、ファイナンスリース契約（契約終了後、借主に所有権が移るもの）に基づいて使用しているもの
- ④ 遊休・未稼働資産
- ⑤ 償却済資産（耐用年数が経過した資産）
- ⑥ 使用可能な期間が1年未満または取得価額が20万円未満の資産でも、税務会計上減価償却の対象としているもの
- ⑦ 租税特別措置法の規定を適用し、即時償却しているもの（中小企業者等の少額資産損金算入の特例を適用した資産など）
- ⑧ 太陽光発電：出力が10kW以上の個人住宅用で、発電量の全量又は余剰分を電力会社に売電している場合。なお、事業用は発電出力に関係なく申告が必要

(2) 申告の対象とならない資産

- ① 自動車税や軽自動車税の課税客体である車両
- ② 棚卸資産（貯蔵品、商品など）
- ③ 生物（ただし、鑑賞・興行用は申告対象）
- ④ 繰延資産（創業費、開発費など）
- ⑤ 無形固定資産（特許権、ソフトウェアなど）
- ⑥ 非減価償却資産（書画・骨董など）
- ⑦ 使用可能な期間が1年未満または取得価額が10万円未満の資産で、税務会計上一時に損金算入または必要経費とするもの
- ⑧ 取得価額が20万円未満の資産で、税務会計上3年間で一括償却するもの（※1）
- ⑨ 所有権移転外リースとして貸し出す資産のうち、平成20年4月1日以降に取得された取得価額20万円未満のもの

2 償却方法と取得価額による申告対象の判断方法

申告対象

申告対象外

取得価格		償却方法	
30万円以上		個別減価償却	
少額の減価償却資産	30万円未満	中小企業者等の少額特例（30万円未満）	
	20万円未満	3年一括償却	※1
	10万円未満	必要経費、損金算入	※2

※1 取得価格が20万円未満であっても、中小企業等の少額資産の損金算入の特例制度を適用した場合は、申告対象になります。

※2 個人の方が、平成11年1月1日以降に取得した10万円未満の資産は、すべて必要経費になるため、個人の方の場合は、申告対象外です。

3 償却資産の主な種類と内容

No.	資産の種類	主な償却資産の内容
1	構 築 物	駐車場の舗装、屋上看板などの広告設備、門、塀、緑化施設など
	建物附属設備	建物附属設備 1 建物の所有者が取り付けした建物附属設備のうち、受変電設備、中央監視制御装置、特定の生産または業務用の設備など 2 テナントの方が賃借している家屋に施工した内装、造作、建築設備（これらを特定附帯設備といいます）
2	機械及び装置	工作機器、木工機器、印刷機器、食品製造加工設備、農業用機械、土木建設機械、太陽光発電設備（10Kw以上）、その他各種製造設備などの機械および装置
3	船 舶	遊覧船、ボートなど
4	航 空 機	飛行機、ヘリコプター、グライダーなど
5	車 両 及 び 運 搬 具	貨車、台車、大型特殊自動車に該当するブルドーザー、クレーン車、フォークリフトなど（ナンバープレートの分類番号が「0、00から09および000から099」、「9、90から99および900から999」の車両） ※自動車税・軽自動車税(種別割)の対象になる乗用車、トラック、農耕用トラクタなどは除きます
6	工 具 、 器 具 及 び 備 品	ロッカー、レジスター、切削工具、測定工具、エアコン、陳列ケース、机、椅子、複写機、パソコン、冷蔵庫、テレビ、カメラ、理美容機器、医療用機器、歯科診療用ユニット、遊戯機器、看板、自動販売機など

<大型特殊自動車とは>

フォークリフト、ショベルローダ、タイヤローラ、アスファルトフィニッシャなどで右の基準に ひとつでも該当 するもの。	高さ 2.80m超
	長さ 4.70m超
	幅 1.70m超
	最高速度 15km/h超
農作業用自動車	サイズにかかわらず 最高速度35km/h以上

※キャタピラ、ローラを有するものは第2種の「機械および装置」として償却資産の対象となります。

4 償却資産と家屋の区分

家屋所有者が取り付けた建物附帯設備（建築設備）の固定資産税上の取り扱いは次のとおりで、**家屋と償却資産に該当する部分を区分して評価**しています。また、**家屋に含めるものに該当していても、特定の生産または業務の用に供されるものについては、償却資産として取り扱います。**

設備区分	償却資産として取り扱うもの	家屋に含めるもの
電力設備	受変電設備、予備電源設備、工場用動力配線など	屋内配線
照明設備	ネオンサイン、スポットライト、投光機、水銀灯、家屋と分離している屋外照明設備など	固定された一般照明器具
電話設備	交換機、電話機、電源装置など	配線、配管
インターホン設備	マイクロホン、拡声器、増幅器、混声器、演奏器など	電鈴、ブザー、配線、配管
空調設備	ルームクーラー、パッケージ・エアコンディショナー、クリーンルームの空調設備など	家屋と構造上一体となった空調設備一式
換気設備	扇風機、ウインドクーラー、工業用送風装置など	換気扇、ベンチレーター
給排水設備	井戸、屋外給排水設備、量水器、事業用給排水設備など	屋内のもの
給湯設備	湯沸器、局所式給湯器、局所式給湯器のボイラー及び付属品、事業用ボイラーなど	中央式給湯設備ボイラー
ガス設備	屋外供給本管、メーター、事業用ガス設備一式など	屋内配管
消火設備	ホース、ノズル、消火器、配管貯水など	スプリンクラー、ドレンチャー
運搬設備	ベルトコンベア、気送管設備の気送子、ホイストなど	リフト、エレベーター、エスカレーター、メールシュート
サービス設備	厨房設備（造り付けのものを除く）、洗濯設備など	造り付けの調理台・流し台
その他の設備	可動間仕切り、文字看板、袖看板、広告塔、カーテン、ブラインド、避難器具、夜間金庫、独立焼却炉、自転車置き場、LAN設備	テレビ共聴設備

※ 家屋の借家人が、その事業の用に供するため、当該家屋に取り付けた内装・造作および建築設備などの建物附帯設備については、固定資産税上償却資産となりますので、借家人において申告が必要となります（地方税法第343条第10項）。

5 国税との比較

項 目	固定資産税の取扱い	国税の取扱い
償却計算の期間	暦年（賦課期日制度）	事業年度
減価償却の方法	一般の資産は定率法 ※国税の「旧定率法」で使用する償却率と同じ率を固定資産評価基準別表第15『耐用年数に応ずる減価率表』に規定	【平成19年3月31日以前取得】 旧定率法、旧定額法等の選択制度（建物は旧定額法） 【平成19年4月1日以降取得】 定率法、定額法等の選択制度（建物および平成28年4月1日以後に取得の建物付属設備および構築物は定額法）
前年中の 新規取得資産	半年償却（1/2）	月割償却
圧縮記帳の制度	認めない	認める
特別償却、割増償却 （租税特別措置法）	認めない	認める
増加償却 （所得税、法人税）	認める	認める
評価額の最低限度 （法人税は償却 可能限度額）	取得価額の5%	備忘価額（1円）
改良費	区分評価	原則区分評価
中小企業者等の少額 資産損金算入の特例 （租税特別措置法）	金額にかかわらず認めない	認める

6 非課税等の特例

地方税法第348条などに規定する一定の要件を備える償却資産については、非課税扱いとなります。

非課税に該当する場合であっても償却資産の申告が必要です。非課税該当資産をお持ちの方は、償却資産申告書及び償却資産明細書の摘要欄に「非課税」と記載し、無料で使用させていることを証明する書面を添付して申告してください。

- （一例）・学校法人が設置する教育用固定資産
・公益社団法人などが学術研究の用に供する固定資産 など

Ⅱ 申告について

1 申告が必要な方

個人および法人を問わず、令和8年1月1日現在（賦課期日）償却資産を所有し、事業を営んでいる方です。法人税を課されていない公共法人や公益法人も申告義務があります。

なお、次の方も申告が必要となります。

- (1) 償却資産を他に賃貸している方
- (2) 割賦販売の場合など、所有権が売主に留保されている償却資産は原則として買主の方
- (3) 償却資産の所有者がわからない場合は、使用されている方

2 申告の方法および提出書類

	申告いただく方	申告の対象となる資産	提出書類
初めての方	申告資産のある方	令和8年1月1日現在猪苗代町内に所有されている全ての償却資産	・償却資産申告書 ・固定資産税明細書
	該当資産のない方		・償却資産申告書 ※21欄にレ点を付してください。
前年度申告された方	増減・変更がある方	令和7年1月2日から令和8年1月1日までの間に増加または減少した償却資産	・償却資産申告書 ・固定資産税明細書
	増減・変更がない方		・償却資産申告書 ・固定資産税明細書 ※20欄にレ点を付してください。
	該当資産がない方		・償却資産申告書 ※21欄にレ点を付してください。
	事業を廃業された方		・償却資産申告書 ※23欄にレ点を付してください。 該当する理由に○を付し、その年月日を記入してください。 ・固定資産税明細書

電子申告される方

申告書に令和8年1月1日現在の評価額、決定価額、課税標準額を出力の上、**全資産の明細書を添付してください。**

3 申告についての注意事項

- (1) 課税にならないと思われる場合や資産の増減がない場合でも、申告は必要です。
- (2) 廃業をした場合は、申告書の右下の23番の欄にレ点を付し、廃業に○を付けて申告してください。
(農作業を委託し、出荷している場合は廃業とはみなされませんのでご注意ください。)
- (3) 償却資産申告書および償却資産明細書は、提出用のみを送付しています。
申告書等の控えが必要な方は、事前にコピーを取ってからご来庁ください。
- (4) 申告書を郵送される方で、控用に受付印を必要とされる場合は、提出用をコピーした上で切手を貼り付けた返信用封筒を同封してください。
- (5) 決算期の都合などで今回申告していただくことができない資産がある場合や申告内容に間違いがあった場合は、改めて修正申告書等を作成し、提出してください。
- (6) 正当な理由がなく申告しなかった場合または虚偽の申告をした場合には、過料または罰金などが科されることがありますのでご注意ください。

Ⅲ 評価額の計算方法から納税まで

1 評価額の算出方法

償却資産の評価は、償却資産の取得年月、取得価額および耐用年数に基づき、申告いただいた資産について一品ごとに賦課期日（1月1日）現在の評価額を算出します。

(1) 前年中に取得のもの

取得価額×前年中取得のものの減価残存率＝評価額

(2) 前年前に取得のもの

前年度評価額×前年前取得のものの減価残存率＝評価額

以後、毎年この方法により計算し評価額が取得価額の5%になるまで償却します。
算出した額が5%未満になる場合は、5%の額が評価額となります。

減価残存率表

※ この表は固定資産税に係る減価残存率表です。

※ r は、耐用年数に応ずる減価率です。

耐用年数	減価残存率		耐用年数	減価残存率		耐用年数	減価残存率	
	前年中取得分	前年前取得分		前年中取得分	前年前取得分		前年中取得分	前年前取得分
	$(1-r/2)$	$(1-r)$		$(1-r/2)$	$(1-r)$		$(1-r/2)$	$(1-r)$
1	-	-	16	0.933	0.866	31	0.964	0.928
2	0.658	0.316	17	0.936	0.873	32	0.965	0.931
3	0.732	0.464	18	0.940	0.880	33	0.966	0.933
4	0.781	0.562	19	0.943	0.886	34	0.967	0.934
5	0.815	0.631	20	0.945	0.891	35	0.968	0.936
6	0.840	0.681	21	0.948	0.896	36	0.969	0.938
7	0.860	0.720	22	0.950	0.901	37	0.970	0.940
8	0.875	0.750	23	0.952	0.905	38	0.970	0.941
9	0.887	0.774	24	0.954	0.908	39	0.971	0.943
10	0.897	0.794	25	0.956	0.912	40	0.972	0.944
11	0.905	0.811	26	0.957	0.915	45	0.975	0.950
12	0.912	0.825	27	0.959	0.918	50	0.977	0.955
13	0.919	0.838	28	0.960	0.921	55	0.979	0.959
14	0.924	0.848	29	0.962	0.924	60	0.981	0.962
15	0.929	0.858	30	0.963	0.926	75	0.985	0.970

〔例えば〕 取得価額250,000円、取得時期令和7年8月、耐用年数4年のパソコンの場合

(耐用年数4年、前年前の取得のもの減価残存率・・・0.562)

(耐用年数4年、前年中の取得のもの減価残存率・・・0.781)

令和8年度 = 250,000円 × 0.781 = 195,250円

令和9年度 = 195,250円 × 0.562 = 109,730円

令和10年度 = 109,730円 × 0.562 = 61,668円

令和11年度 = 61,668円 × 0.562 = 34,657円

令和12年度 = 34,657円 × 0.562 = 19,477円

令和13年度 = 19,477円 × 0.562 = 10,946円 < 12,500円

※ 令和13年度で算出額が取得価額の5% (12,500円) より小さくなるため、以降12,500円で評価されます。

2 価格の決定

取得価額を基礎として、取得後の経過年数に応ずる価値の減少（減価）を考慮して評価し、3月31日までに町長が価格（評価額）を決定します。

償却資産の価格等を決定しますと、償却資産課税台帳に登録し、その旨を公示します。

この価格に不服がある方は、公示の日から納税通知書の交付を受けた日後90日までの間、審査の申出をすることができます。

3 税額の計算方法

課税標準額 ※
(1,000円未満切捨て)

×

税 率 (1.4%)

=

税 額
(100円未満切捨て)

※ 町内に同一人が所有する償却資産の課税標準額の合計が150万円未満の場合は、課税されません。

4 納期

4回の納期（4月、7月、12月、翌年の2月）に分けて納めていただきます。

5 実地調査について

申告書の内容が適正であることを確認するため、地方税法第353条および第408条に基づく実地調査を順次行います。

調査の際は、帳簿関係書類の提出や物件の確認などご協力をお願いすることがありますので、あらかじめご承知おきください。

なお、調査の結果、申告内容の修正や資産の申告漏れなどがあった場合、過年度分（過去4年度分）について遡及し、税額の変更をすることとなります。

また、地方税法第354条の2に基づき、所得税または法人税に関する書類の閲覧を行うことがあります。

ご理解のほどよろしくお願いいたします。

Ⅳ 申告書の書き方

1 償却資産申告書の記入例

昨年申告されている方 …… 昨年の申告内容が印字されています。申告内容の変更や増減があれば修正してください。

初めて申告される方 …… 下記を参考に記入してください。

受付印

令和 8 年 1 月 15 日

殿

令和 8 年度
償却資産申告書

猪苗代町内における事業種目を具体的に記入してください。

申告書等送付

該当するものにレ点を付けてください。

	フリガナ 住所 通知書送付先	イワシロマチアザ シミダ100バン 猪苗代町字城南100番地	5	個人番号又は法人番号 22233334444		10 短縮耐用年数の承認 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
	電話番号	0242-62-0000				11 増加償却の届出 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
	フリガナ 氏名 法人にあってはその名称及び代表者の氏名	イワシロタウ 猪苗代 太郎		事業種目 印刷業		12 非課税該当資産 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
	屋号			は出資金の額 20,000,000 円		13 課税標準の特例 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
	フリガナ 公簿上の住所 又は所在地	イワシロマチアザ シミダ100バン 猪苗代町字城南100番地		7 事業開始年月 平成20年4月		14 特別償却又は圧縮記載 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
	公簿上の生年月日 又は設立年月日	昭和50年1月1日		8 この申告に該当するものの係及び氏名 電話番号 0242-62-0000		15 課税会計上の償却方法 <input checked="" type="checkbox"/> 定率法 <input type="checkbox"/> 定額法
				9 税理士等の氏名 電話番号 0242-62-9999		16 青色申告 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

種類	取得したもの (イ)			前年中に減少したもの (ロ)			前年中に取得したもの (ハ)			計((イ)-(ロ)+(ハ)) (ニ)
	十	百	千	十	百	千	十	百	千	
① 猪苗代町字〇〇1番										
② 猪苗代町大字〇〇字										
③										
借入資産										<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
貸主の名称等										
事業所用家屋の所有区分										<input checked="" type="checkbox"/> 自己所有 <input type="checkbox"/> 借家
20										<input type="checkbox"/> 資産の増減なし
21										<input type="checkbox"/> 該当資産なし
22										<input type="checkbox"/> 課税標準の特例名称()
23										<input type="checkbox"/> 転出・廃業・解散・その他()年 月 日
24										備考(添付書類等) 住所変更・名称変更、その他連絡事項があれば記入してください。

種類	評 価 額 (ホ)			決 定 価 格 (ヘ)			課 税 標 準 額 (ト)			数 量
	十	百	千	十	百	千	十	百	千	
5 車両及び運搬機										
6 工具、器具及び備品										
7 合計										

住所、氏名は令和7年11月末現在で記載しています。誤っていたり、住所を変更された場合は訂正してください。

個人の方は、住民登録の住所を記入してください。なお、送付先設定をしている場合は、送付先住所を記載しています。

法人事業所については、法人名と代表者名を記入してください。

この欄は、電子申告(eLTAX)により申告する場合は必ず記入してください。

猪苗代町内にある所在地を記入してください。住所と同一の場合は、記入の必要はありません。

該当するものにレ点を付けてください。借用資産がある場合は貸主の名称を記入してください。

該当するものがあればレ点を付けてください。

2 償却資産明細書の記入例

昨年申告されている方 … 所有者別明細書に昨年の申告資産が印字されています。
 令和7年中の資産の増加・減少・修正等を記入してください。

初めて申告される方 … 下記を参考に記入してください。

所有者名		1 枚のうち		令和8年度 償却資産明細書														
猪苗代 太郎		申告書と同じく記入してください。																
行番号	異動区分 (注1)	資産の種類 (注2)	物件番号	資産の名称等	数 量	取得年月 (注3)		元日取得 (注4)	(イ) 取得価額		耐用年数	減価残存率 (ロ)	(ハ) 価額		課税標準の特例 率 コード	課税標準額	増減事由 (注6)	摘要
						年号	年月		十億	百万			千	円				
01		1		給排水設備	1	4	25	09	580	000	15	0.						
02	5			フォークリフト	1	4	27	11	3	180	000	4	0.				2	廃棄
03		2		太陽光発電設備 (11.8Kw)	1	5	02	04	3	500	000	17	0.					
04	6			パソコン	1	5	07	08	250	000	4	0.					1	
05												0.						
06												0.						
07												0.						
08												0.						
09												0.						
10												0.						
11												0.						
12												0.						
13												0.						
14												0.						
15												0.						
16												0.						
17												0.						
18												0.						
19												0.						
20												0.						
小計																		

領票識別コード

申告区分 当初申告 修正申告

処理方式 一般処理 電算処理

申告書等送付番号

減少資産
二重線で消す

新規取得資産

この欄は記入不要です。

【異動区分】
以下の数字で記入してください。
1=増加
2=減少
3=訂正

【資産の種類】
以下の数字で記入してください。
1=構築物(建物附属設備含む)
2=機械及び装置
3=船舶
4=航空機
5=車両及び運搬具
6=工具、器具及び備品

【取得年月】
3=昭和
4=平成
5=令和
(例)令和7年8月の場合
は「50708」となります。

【取得価額】
当該資産の取得価額を記入してください。

【耐用年数】
法人税及び所得税における法定耐用年数を記入してください。

【増減事由】
該当する事由を以下の数字で記入してください。
・増加資産の場合
1=新品取得
2=中古品取得
3=移動による受入れ
4=その他
・減少資産の場合:
1=売却
2=滅失
3=移動
4=その他
4の場合、摘要欄に理由を記入してください。

【摘要】
・非課税該当資産・課税標準の特例が適用される資産について、その旨記入してください。
・その他特記すべき事項があれば、その旨記入してください。

注意「異動区分」の欄は、1増加、2減少、3訂正のいずれかの数字をご記載ください。
 注意「増減事由」の欄は、増加資産の場合：1新品取得、2中古品取得、3移動による受入れ、4その他 減少資産の場合：1売却、2滅失、3移動、4その他 のいずれかの数字をご記載ください。

V その他

1 提出書類チェックリスト

提出前に以下について確認をお願いします。

- 住所、氏名（法人名）などの変更がある場合は修正されていますか？
- 増加資産の耐用年数は記入されていますか？
- 増加資産の増加理由（1～4）は記入されていますか？
- 既に存在しない資産が計上されていませんか？
- 申告対象外の資産（自動車税・軽自動車税（種別割）対象資産や特許権、ソフトウェアなど）は除かれていますか？
- 農耕用トレーラー（軽自動車税の課税対象）は除かれていますか？
- 非課税資産や課税標準の特例の対象となる資産を所有している場合は、確認資料を同封してください。
- 控えが必要な方は、コピーを取りましたか？

2 電子申告^{エルタックス}(eLTAX)により償却資産申告書を提出できます。

- (1) 自宅やオフィスからインターネットを利用して申告できます。
- (2) 利用届を提出後、直ちに電子申告を利用することができます。
- (3) 電子申告(eLTAX)に対応した市販の税務・会計ソフトで作成した申告書で申告が可能です。
- (4) eLTAXの利用開始手続きなどは、ホームページなどでご確認ください。

公式ホームページ：<https://www.eltax.lta.go.jp/>

エルタックス **Q検索**

〈ヘルプデスク〉

電話番号：0570-081459 (受付時間9:00～17:00 土日祝日、年末年始を除く)

3 納税には、口座振替が便利です。

指定した金融機関の口座から納期ごとに自動的に引き落としして納税する制度です。

詳しくは猪苗代町ホームページをご確認ください。

猪苗代町 町税の納付方法 **検索**

償却資産申告書提出先（郵送の際は切り取って宛名としてご利用ください）

〒969-3123

福島県耶麻郡猪苗代町字城南100番地

猪苗代町役場 税務課 賦課係 行

償却資産担当 TEL0242-62-2113（税務課 直通）